

飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会（第9回）

議事録

1. 日時 令和2年10月6日（火）14:00～15:10
2. 場所 飯舘村長泥地区プレゼンテーションルーム
3. 出席者（敬称略、順不同）
委員：門馬、菅野（啓）、菅野（元）、嶋原（新）、高橋、嶋原（清）、杉下、嶋原（良）、菅野（義）
大迫、信濃、多田、田中
事務局：飯舘村総務課・村づくり推進課・産業振興課・建設課、長泥行政区、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、福島地方環境事務所中間貯蔵部中間貯蔵総括課土壌再生利用推進室公益財団法人原子力安全研究協会（原安協）
オブザーバー等：内閣府、復興庁、福島県、相双農林事務所、相双建設事務所 NTCインターナショナル株式会社（NTC）、大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体
4. 配付資料
資料1 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱の改定について
資料2 試験栽培の実施状況について
資料3 環境再生事業盛土等工事について
参考資料1 長泥地区の視察対応および長泥の花の活用（報告）
5. 次第
（1）飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱の改定について
（2）試験栽培の実施状況について
（3）環境再生事業盛土等工事について
（4）その他

6. 議事等

（挨拶）

原安協 これより第9回長泥地区運営協議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては御多忙中の御出席いただき誠にありがとうございます。はじめに皆様にお願いがござい
ます。新型コロナウイルス感染防止のため、本日はオブザーバーの方々にはこの建物の1階か
ら、また環境省の関係者の方々にはWEBで御参加いただいております。WEBで御参加の方
々がいらっしゃいますので、お手元にマイクを1本ずつ用意しておりますので、そちらを使っ

御発言をしていただきたいと思います。また、皆様の机の間隔を広く取らせていただくとともに、マイクの本数を多くしております。一度に複数の方がスイッチを入れるとハウリングを起こしてしまいます。そのため、お手数ではございますが、御発言の時のみスイッチを入れていただきまして、御発言が終わりましたらスイッチをお切りになられますよう御協力をお願いいたします。もう1点でございますが、協議会終了後マスコミの方々に対して、本日の協議会の説明内容や、質疑の時間を設けております。そのため、本日の会議はできるだけ効率的に進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ、御協力の程お願いいたします。はじめに本日の資料の確認をさせていただきます。机の上の資料を議事次第に沿って確認していただければと思います。また、先ほど追加の資料といたしまして、前回、第8回の議事要旨をお手元に配付させていただきました。不足のある方は挙手をしていただければ事務局が伺います。それでは、協議会の開催に先立ちまして、事業主体である環境省より、本日初めて本協議会に御出席のお二人から御挨拶をいただきます。最初に環境省環境再生・資源循環局の川又参事官です。川又参事官よろしくをお願いいたします。

環境省・川又 皆さんこんにちは。ただ今、御紹介に与りました環境省の川又です。7月21日付けでこの再生事業の担当参事官として着任させていただきました。私は5年ぐらい前に福島の特定廃棄物の担当をしていたこともございまして、それ以来の福島関係の仕事になります。本日は御多忙の中お集りいただき、また、視察もお疲れ様でした。我々、環境省として原発事故からの環境再生・復興を使命と考えております。そのような中で飯舘村及び長泥の方々の農の再生という目的・思いの期待に応えられるように再生事業をしっかりと行っていきたいと考えています。また、再生事業を行うに当たり、安全性の確保が大前提と考えておりまして、その上で地元の方々の御理解・御協力が必要不可欠だと思っております。そのような意味で、この協議会の中でこれまで8回にわたって皆様方の御意見を伺いながら、一步一步着実に進めてきたと考えております。また、8月の終わりぐらいに、今日も見ていただきました覆土無しでの試験栽培について一部報道等では、環境省が覆土無しの方針を転換したというような報道がありますけれども、我々は今までも一貫して覆土ということを考えておりますし、そのような形で覆土無しで進めるということは考えておりません。ただ、そのような形で報道がされてしまったということは、我々もしっかりと情報公開、情報発信というものに努めていかなければならないと考えています。そのような観点でこの後の協議会の中で公開の仕方について御議論いただきたいと思いますと考えていますが、我々としましても様々な機会を通じて今後の情報発信、透明性にも配慮していきたいと考えております。本日は6月の協議会以来の進捗状況を皆様に御説明させていただいて、忌憚のない御意見を伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

原安協 ありがとうございます。続きまして、福島地方環境事務所中間貯蔵部の鮎川部長よろしく申し上げます。

環境省・鮎川 皆さんこんにちは。今、御紹介に与りました、私も7月21日付けで福島地方環境事務所中間貯蔵部長、本省の中間貯蔵担当の参事官を兼任しております鮎川と申します。どうぞ

よろしくお願ひいたします。私は福島県以外の宮城県、茨城県などの指定廃棄物を担当し、田中前原子力規制委員長の下でお仕事をさせていただくこともありました。それ以来の放射性物質関係の仕事させていただくこととなります。本事業につきましては、ただいま川又の方から御挨拶をさせていただきましたが、一言だけ。非常にこの皆様方の御協力を持ちまして、この事業を進めさせていただいております。もちろん飯館の再生、さらには福島の復興の先駆けと言いましょうか、そういう意味でも非常に重要な事業と我々は考えておりますので、今後とも、是非とも皆様方の忌憚のない御意見をいただきながら、我々もしっかりと取り組みながら頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

原安協 ありがとうございます。また、本日WEBで御参加いただいておりますが、福島地方環境事務所の前中間貯蔵部長の細川前部長から御挨拶をいただきます。細川前部長よろしくお願ひします。

環境省・細川 はい、ありがとうございます。皆さんこんにちは。今、御紹介いただきました鮎川の前任の細川でございます。大変御無沙汰しております。私も同じように7月21日に人事異動でポストを離れてしまいましたけれども、一部の方に御挨拶に行くことができないので、この場を借りて一言、御挨拶をさせていただきたいと思ひます。2年前にこの運営協議会を立ち上げて以来、私自身2年弱この長泥の環境再生事業に関わらせていただきました。ここまで環境再生事業を前に進めることができているのも地元の皆様の御理解と御協力があったと考えております。改めて心から御礼を申し上げたいと思ひます。また、一方で行政区の皆様様の様々な御要望や思いといったものについては十分にお応えできていなかった面もあったと思ひます。その点については忸怩たる思いであるところでございます。この長泥が多くの方が訪れる魅力ある場所になっていくということを私自身心から願っておりますし、私も異動はしてしまいましたけれども、現場の職員のバックアップも引き続きしてまいりたいと考えております。後任ともども引き続きよろしくお願ひいたします。2年間本当にお世話になりました。ありがとうございます。

原安協 ありがとうございます。それでは議事に移らせていただきます。

(1) 飯館村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱の改定について

原安協 議事の1としまして設置要綱の改定について、配付資料1に基づきまして、百瀬室長より御説明をお願いします。

環境省・百瀬 私の方から資料1について御説明させていただきます。2ページ目を御覧ください。こちらが冒頭、川又参事官からも説明がございました。我々としては理解醸成を図っていくのに積極的かつ正確な情報発信をしっかりとやっていく必要があると考えております。また、長泥地区の地元の皆様から頑張っている姿を発信してほしいという声も度々いただいております。ですので、協議会はこれまでは非公開としておりましたけれども、あくまでも原則は非公開ですが、委員の皆様様の過半数の同意が得られれば、議題によりましては全部又は一部について公開とすることができるということに見直しをさせていただければと思ひ

ます。また、協議会の議事内容ですが、今まで議事要旨として作成しまして、公表していましたが、こちらはもう少し詳細な記録をきちんと出していくことで皆さんに我々の活発な議論や、住民の皆様の思いといったものをしっかりと伝えていくことが大事だと考えておりますので、こういった見直しをさせていただければと思っております。4ページ目に新旧表を付けております。今、御説明したのは2段目と3段目になります。事務的ではございますが、この度、飯舘村の組織改編がございまして、村づくり推進課も事務局に加わっていただくことで、より一層強化された体制でこの事業が進んでいくということになります。こちらの方も見直しをさせていただければと思います。資料1については以上でございます。

原安協 ありがとうございます。何か御質問はございますか。多田委員どうぞ。

多田 過半数の同意ということですが、この中で公表したくないと考えていらっしゃる方が、半数に満たないけれどもいらっしゃる場合は、過半数の同意があればそれでも公開するという仕組みですね。

環境省・百瀬 こちらにつきましては、会議の前に事務局の方から委員の皆様それぞれ御意向をお伺いしまして、過半数以上の同意が得られれば公開し、得られなければもちろん公開はしないということになります。

原安協 よろしいでしょうか。それではあとは日付ですが、特に皆様から御異議がなければ本日付で改定させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

原安協 ありがとうございます。それでは本日付で改定をさせていただきます。ありがとうございました。

(2) 試験栽培の実施状況について

原安協 2つ目の議題に入らせていただきます。試験栽培について、資料2に基づきまして、同じく百瀬室長より説明をお願いします。

環境省・百瀬 それでは資料2につきまして御説明をさせていただきます。1ページ目でございますが、西側盛土では地元の皆様の御要望や本運営協議会の御議論を踏まえまして、食用作物を今年度からやらせていただいております。東側盛土ではお花をやりつつ、また覆土材ですね。山砂ではやっぱりなかなか育ちが悪いのではないかとといった御指摘も当初からいただいております。それでは覆土材がある場合とない場合で比較して生育性を見てみようと、またそれに伴った安全性をきちっと評価していきましようということで実証事業を今年度からやらせていただいております。2ページ目でございます。こちらは先ほど見ていただいたとおり、ダイコン、レタス、ハウレンソウ、コマツナを育てております。また、春から夏の作物といたしまして、ミニトマト、カブ、キュウリ、トウモロコシを育てましたその結果が出ております。3ページ目を御覧ください。ここがポイントになります。本日、現場でも御紹介させていただきましたが、このたび放射性セシウムの濃度を測定いたしまして、その結果0.1～2.3Bq/kgという結果でございました。こちらは厚生労働省によります一般食品に

関する放射性セシウム濃度の基準であります 100Bq/kg を大きく下回る結果となっておりまして、こちらは再生資材まで根が張っているわけですが、それでも 0.2Bq/kg とかなり小さな値となっておりまして、4 ページ目を御覧いただければと思います。4 ページ目はイメージングプレート（以下「IP」という。）の試験でございます。こちらは前回の運営協議会でも委員の皆様から御意見をいただきまして、是非 IP 試験をやってしっかりと評価をするべきだとの御指摘を踏まえて実施したものでございます。こちらの見方でございますが、右の写真でキュウリの例を出しております。一番上がキュウリを切ったものになっておりまして、2 段目がその IP 画像となっております。実際に放射性セシウムが仮にあった場合には黒の点のマーカのような濃い黒の点が出てくるわけですが、一番下のところを見ていただきますと特段そういったものがキュウリの面は確認できておりません。ですので、視覚的にもこのように放射性セシウムの付着ということの痕跡は見られないことが明らかになっております。5 ページ目を御覧いただければと思います。こちらでも現場で御覧いただきましたけれども、東側盛土ではお花を中心に育てさせていただいております。また、覆土がある部分とならない部分ですが、こちらは当初の実証事業から、覆土が山砂なので、なかなか栄養がなくてしっかり育たないのではないかと御指摘もございました。そういった御意見も踏まえまして、2 月 19 日と 6 月 23 日の運営協議会の中で御相談させていただいて、覆土の有無の比較試験をするということで始めたものでございます。こちらは生育性と安全性をきちんと確認して結果が出たら、今年の 10 月、11 月に分析試料を採取する予定としておりますので、結果が出ましたらきちんと報告させていただきます。6 ページ目以降は IP 試験の他のカブ、トマト、キュウリといったものの結果でございます。こちらについては説明を割愛させていただきますけれども、いずれにしても放射性セシウムを示すような結果は見られなかったということでございます。一方ですべてにおいて、薄く縦縞が入っている部分がございますが、これは自然由来のカリウムであることが確認できておりますので、こちらは今回の原発事故由来のものではなくて、あくまで自然界に存在しているカリウムをとらえたものであるということでございます。私からの説明は以上でございますが、IP 試験につきましては信濃委員、もしよろしければ補足などありましたらよろしくお願いたします。

信濃 IP に関しまして、大気中の投下物、あるいは土壌の舞い上がりによる付着物についての汚染も確認するというところで行われたと思っております。今回の結果についてはそのような結果が確認されていないということで特に放射性セシウムの付着というのはなかったと判断することが妥当だと考えております。

原安協 ありがとうございます。今の御説明に関しまして御意見、御質問があればお願いたします。

多田 1 ページ目ですが四角い枠の中の「覆土材の有無による安全性や生育性の比較を行うための実証試験」と書いてあるのですが、まず安全性とはどういう実証試験なのか。私は安全性の試験をしたと思っていないんですね。外に出す資料として安全性という言葉を使うのはいい

かがなものかと思えます。その次の生育性というのについては2番目の収穫されたものが他と比べてどうだったのか、生育性が良かったのか悪かったのか、そのデータが資料には記載されていないので公開されるデータとしては生育性として数値的にどうだったのか、カブであればカブの大きさがどうだったのかという数値的なデータがほしいなと思いました。最後のIPですが表面への付着ということ調べるのであればキュウリ、トマト、トウモロコシの中身はあまり意味がなかったのだらうと思えます。かえってそういうのがあるといったい何をやっているのか見た人がよく分からないと思えます。もし、何か比較をすれば例えばキュウリは長泥の試験栽培で収穫したキュウリの皮と同じ時期に飯舘村の他の地区で収穫したキュウリの皮を比較して違いがないことをお見せするほうが分かると思えます。表面への付着なのに中身の測定をしているのは見る人には分かりにくいかなと思えます。以上です。

信濃 最後の点だけ少しコメントさせていただきます。中身の方を見るというのは今回の結果だけを見れば意味がなかったことになりませんが、過去に実際付着が起きたときの結果ですと、表面から中の方に移行するというのも確認されておりまして、そのようなことが起きたときのために取っていたと判断しております。

環境省・百瀬 前半の2つの点でございますけれども、こちら前回の運営協議会でも皆様に御議論いただきまして覆土材があることによって生育性の違いを確認するという事だったと思えます。こちらまだ栽培途中でございますので、まだ比較するデータを今回お出しできておりませんが、結果が出次第きちんと御報告をさせていただきたいと思えます。また、覆土材の有無による覆土材の安全性という観点については、覆土をやることで農業者の被ばくを低減するという効果もありますので、そういったことの実際のデータを取ってみるとか、作物を実際に植えてみて、その移行性の違いとかを含めてきちんと確認して、それによってきちんと評価していくということが大事であるとこれまでも議論してきたと思えます。ですので、こういった表現でやっていると理解しています。

多田 1つだけ追加しますと、この再生資材をしたところに2,000Bq/kgと書いてあります。みなさん御存知のように2011年から2012年ごろ事故があった後、稲の作付け制限というのが農林水産省から出されて5,000Bq/kg以下の所では作付けをしてよいと、同じ基準で畑でも作物を作ってよくなりました。飯舘村の外側、避難区域の外側の所では福島市や伊達市、二本松市、郡山市でもそういう基準で5,000Bq/kg以下の所で移行抑制対策をすれば、作物を作ってよくなったし、出荷もなされたわけです。ですから、そういうことが動いてきたということ考えると、このくらいの数字で安全性というのはあまり適当な表現ではなかろうかと思えます。

田中 私はそんなことはないと思えます。作物への移行率というのは濃度にほぼ比例すると考えれば、安全性という言葉が少し雑多だったかもしれないけれども、これで覆土材があるかないかによって、どの程度の差があるかというのが分かります。一番肝心なのはできた作物が100Bq/kgを超すかどうかです。仮に今でいうと2,000Bq/kgですけど20,000Bq/kgになっても

100Bq/kg を超すことがないのだから安全であるという表現で問題ないと思います。細かいことを言ってもしょうがないのでそういうことだと思います。IP は中身を含めて放射能があるかないかを見ているのですが、それが無いということであれば、カリウム以外が確認できなかったのであれば、それはそれで良いと思います。表面汚染やホコリが付くことは別の問題ですから、それを一般論で言ってもしょうがないと思います。野菜の場合は洗えばきれいになるのだらうと思います。

原安協 他に御意見はございませんか。

飯舘村住民 普通ですと作物の生育栽培をするときには、まず使用した土壌の分析を行って、どういふ土壌を使ったのか pH とか CE、CEC を分析する、それから使った肥料、土改材を表示する、そして生育性を見るためには定植してから時期ごとの例えば草丈ですとか分けつ数とか、そういうものを表示する、それが作物の生育状況を判断するときにデータとして表示するのが一般的に試験場では行われます。環境省さんのお仕事ですからそういうものにとらわれないというお考えかもしれませんが、少なくとも生育性をデータとして把握できない、写真もない、これは少し偏っているのではないのかなと思いました。それから、作物は非常に良くできていると思いましたが、西側盛土の手前でしたかダイコンは何列か生育障害を起こしている、そういったものは何でそうなったのかという報告はできるのかできないのか、理由のお示しをお願いできればと思います。覆土した所と、しない所でそれぞれ作物の生育の違いがありました。生育性の違いというものをどのように評価するのか、お示しをするべきと思いますが、そういうお考えがあるかどうかお伺いしたい。

原安協 御意見がありました、百瀬室長よろしくお願ひします。

環境省・百瀬 ありがとうございます。今、御指摘いただいた点につきましては、我々としても土壌分析とか肥料とか、生育性のもう少し詳しいデータを取っておりまして、今回、分かりやすく表現しようということで、細かいデータを載せていませんでした。そういったデータをこの場でしっかり出していくべきだということであれば、次回の運営協議会で秋冬の作物とか、覆土有り無しデータのデータというのもお出ししていくことになりますので、御指摘いただいたようなところをもう少し出していくことを考えたいと思います。NTC さんの方から今、手元で少しお話しできる点があれば、補足をお願いします。

NTC 今、御指摘がありました、土壌の条件と生育性の関係などについては、まず作付けする前の土壌についてサンプリングを行いまして、物理化学性の分析を行っております。カリウムとかマグネシウムとか最初にどれくらい入っているかを抑えた上で、福島県の標準施肥に倣って、何が足りないか、過剰かというのを計算した上で施肥を行って、福島県標準施肥でその作物の条件に合うように設定して栽培を始めています。春夏作のカブ、キュウリ、トマトにつきましては、刈取った後に土壌をサンプリングして化学性が変化したかどうかということを検討いたしまして、またそれを初期値として、今、レタス、ハウレンソウ、ダイコンを植えてどれくらい育つかを検討しているところです。百瀬室長がおっしゃったように詳しいデータはあるのですが、何をもちて生育性が良かったかどうかということは、私どもは一

番簡単な総収穫量、10 アールあたり何 kg になるのかをずっと、途中で間引きしながらも計量して計算しています。結果としてカブ、キュウリ、トウモロコシは福島県の平成 30 年度の実績、福島県の目標値と比べて、ほぼ遜色がないというか、それよりも多く採れているデータもございます。トマトは少し採期が短かったものですから、収量としては少なかったのですが、フルの収穫期間を収穫すれば福島県の 30 年度の実績程度の収穫が得られたのではないかと分析をしているところです。同様に今、植えているものについても、収量、生育性についても評価していきたいと思っております。データは百瀬室長がおっしゃったように今後、整理をさせていただきたいと思えます。

原安協 いかがでしょうか。

飯舘村住民 収量をもって生育性を判断されるというお話でありました。覆土した部分としていない部分との生育性を収量のみで判断すると考えてよろしいのか。発育が悪かったところの原因は何だったのかを併せてお伺いします。

NTC トマト、レタスにしても状況がよくない時もありましたし、少し病気になったこともございます。今回も生育の偏り、少し遅れていると感じるところもございます。排水や病気のこともあるので福島県や村の方と御相談しながらどういう対応を取ればよいかということで、育てているところであります。

飯舘村住民 ありがとうございます。生育性という言葉は抽象的でございますから、作物の収量を考えると実を採るか、本体を採るか収量構成が変わってくる。栽培するに当たっても、草を採るのか、実を採るのかで違うわけですね。ここで生育性とテーマが書いてある以上、誰が見てもこういう発育をして、こういう結果になったのだなというデータをお示したほうが多くの方が見たときに理解しやすいと思います。もちろん収量も大事ですが、そこに到る過程を記録としてとったほうがよいのではないかと私は思います。たまたま採れても収量が少ない時もありますから、そういった点で肥効の発現がどうなっているか、それが土壌の性質と相まって総合的に判断するのが農学の世界ですから、もうちょっと詳しくデータをお取りになって分かりやすくデータをお示したほうが一般の人は理解しやすいと思います。意見ですので御返答は結構です。ありがとうございます。

原安協 信濃委員、お願いします。

信濃 先ほど現地でダイコンを見させていただいたのですが、指摘されているように何らかの微量要素欠乏なり、過剰なりが出ているのかなと思えました。収穫した後にメジャーな多量要素だけではなくて微量要素を検討に入れていただくと生育障害の説明になるのかなと思えました。

飯舘村住民 インゲンに限定して申し上げます。8月18日に植えて10月15日に分析するとすると、あと10日で実ができるとは思いません。それで、幸いなことにインゲンの場合は大豆とは少し違っていて、莖の部分をなさるのか、それともギブアップするのか、それとも来年に持ち越してやるのか、その辺のことが委員として気になっています。長泥地区の方々にとってインゲンという作物は言わばドル箱だったわけですね。それが頓挫したというようなことは失礼

なので、先ほど私が言いましたようにインゲンの場合、若いさやや茎の部分でも相関関係が高いのでよい意味でそれも参考資料としていう（使う）ことができると思う。今、花が咲いているのが実になって1週間たって10日その後、霜が降りるのが遅ければもう少し置いて何とかやっただろうがよいのではないだろうかということです。余計なことを言いましたが大事なことなので、お願いします。

N T C ありがとうございます。インゲンはまだ5~6cm位にしかなくてないので、できるだけ可食部の実が大きくなるまで育てたいと思っています。後は寒くなる手前で収穫して、試料として分析したいと思っています。分析する部分は他の作物もすべてそうですが、食用作物なので可食部を対象に分析をしておりますので、インゲンも実の所をできるだけ大きくして10月15日にはこだわらずに、しっかり育てた上でデータを出していきたいと考えております。以上です。

飯舘村住民 わかりました。

飯舘村住民 先ほどの御意見と同じような内容なのですが、野菜の栽培方法について、今はほとんどマルチ栽培ですので、盛土を利用した栽培とマルチをかけないのと比較して栽培できなかったのかなと思いました。昔マルチはなかったので本来だと客土材ですので、もしできればマルチをかけないような栽培方法も1つの試験としてはよかったのかなと思いました。今後、来年に向けた考えがあるのかお伺いします。

環境省・百瀬 御指摘ありがとうございます。確かにマルチをやった場合とない場合での生育性の違いとか、データとしてやっておくべきだったのではないかとお考えよくわかります。一方で今回、覆土無しでやるということで再生資材が剥き出しになるということでございまして、まず、今回こういったことを初めてやるということですので少し慎重になって飛散防止対策でマルチをやらせていただきました。少なくとも今年度は御指摘のような試験をやるのはなかなか難しいのですが、今回出た結果を踏まえて今後こういった追加的な試験ができるか、御相談をさせていただければと考えております。

飯舘村住民 普通ですと自然推移を含めた客土材ですから、どうしても固くなるのかなという気がしております。その結果も踏まえてこれから対応しなくてはいけない点があるのではないかと考えたものですから、その点よろしくをお願いします。

環境省・百瀬 ありがとうございます。今、御指摘いただいたことで補足させていただきます。今回マルチをやることによりまして水抜けが悪いということがあり、キャベツとインゲンを最初8月に植えたのですが、キャベツの方が根腐れをしまして、もう一度植え直したということがございます。こういったことも踏まえて今回のデータをきちんと整理したいと思います。ありがとうございます。

原安協 他はよろしいでしょうか。今、いただいた御意見は環境省と相談して次回に反映させていただきたいと思っております。それでは次の議事に進ませていただきます。

(3) 環境再生事業盛土等工事について

原安協 3つ目ですが環境再生事業盛土等工事について、赤石沢企画官からお願いします。

環境省・赤石沢 それでは資料3に基づいて説明をしますが、先ほどの現地の視察の時に説明した内容とかなり重複しております。したがって先ほどの説明にないところを中心にお話をさせていただきます。よろしくをお願いします。1ページ目ですが、先ほど現場で見せていただきましたが、工事の進捗状況ということでして、プラント設備の設計を終えまして11月をめどに製作をしています。その後、2月ぐらいまでにプラント設備の設置をして、その後1か月試運転をしまして、来年4月から本格運転をしていくということになります。現在、再生資材の盛土等工事については先ほど御説明したとおりですが、来年4月の運転に向けてしっかりとやっていくとともに、4月からほ場の基盤の盛土をしっかりとやっていきたいということです。今のところ工程の遅れはないと思っております。工程については以上になります。それから2ページを御覧ください。工事の進捗状況ということで長泥曲田地区に設置する資材化ヤード以外の7か所のストックヤード、それから2か所のスクリーニング場の整備をしているところがあります。平面図にそれぞれ場所と整備の面積を入れております。ストックヤードについては1番から右の表のところを御覧いただきたいと思っておりますけれども、1、2というのがありまして、その後にそれぞれ曲田の4とかB、Aそれからコミセン北となっております搬入済みの場所もありますし、現在搬入中の場所もあります。それからコミセン北については造成中、曲田Eについても造成中でありまして。それからスクリーニング場については2か所ということで曲田のスクリーニング場、造成中それと長泥のスクリーニング場は計画中であります。3ページ以降は先ほど現場で御説明したとおり現在の工事の進捗状況を上空から撮った写真になりまして、それぞれ工事の着手前、2工区については完了後ということで載せております。それから3工区、4工区につきましても同じ並びで現在、月1回程度の空撮を行っておりますが施工中というところでありまして。4工区についても同様施工中であります。それから6ページにいきまして地上写真になりますけれども、2工区ですが7月から除草とか伐採に着手しており、着手前は先ほど現場でもお話があったとおり、非常に柳の木が繁茂して、場所が分かりづらい状態になっておりましたが右下の写真を見ていただくと木もなくなって比曾川側から蕨平方面を見渡せる、そのような状況になっております。最後7ページですけれども同じく2工区、これは今お話しした伐採工の実際に施工している写真であります。柳の木が10m位に伸びておりまして、バックホウで抜き取りを行っているという状況です。右下につきましては破碎機で破碎をしまして現在、袋に詰めて蕨平の焼却施設に順次搬出して焼却処分しているという状況でございます。以上、簡単ですけど説明を終わります。

原安協 ありがとうございます。何か御質問ありますでしょうか。

飯舘村住民 ここで質問してよいのか、御説明を受けて考えたのですが。まず1点目ですが、遮へい土の盛土工の後、重機で均してその後、何か処置はしないのか。おそらく、非常に固くなると思いますので、そのことと、野外で説明を受けて若干、他の委員の方と話し合いましたが5cm剥ぎ取った後、下の土ですね、それを一部作土として使っていくという考え方がもしあれば、先ほどの川又参事官の言った農の再生にとっては、私は非常に効果があるのではないのかなと

感じました。普通ですと下が石になったり非常に大変な重粘土になったり、なかなか農地として使えないような下層土になる場合がありますが、比較的、下の土も良い土になっていますので、それを使って覆土材と混ぜればかなり農地の再生としては効果がある。そんなふうに考えましたが、そういうことが可能かどうか、実現するとすれば何が課題なのかその辺について伺いをしたいと思います。

原安協 百瀬室長お願いします。

環境省・百瀬 ありがとうございます。今、御指摘いただいた2点でございますが、まず1点目でございますけれども、遮へい土の締固めですがあまりガチガチにやってしまうと固くなってしまって作物の生育性によくないのではないかと御指摘でございます。こちら前回の運営協議会でも御指摘いただいた点だと思っております。今、飯舘村役場と協議しながらどういった形でやるかというのを確認しながらやっというにしています。再生資材の地盤のように締固めをきちんとやるのではなくて、作土の部分になる遮へい土の部分は少し締固めを緩くし、ややふかふかな感じでやるという形でやっっていくのが良いのではないかと協議をしながらやっております。2点目でございますが、今、御指摘いただいたのは再生資材を覆土に混ぜてみるということによろしいでしょうか。下の土でしょうかね。

飯舘村住民 5cm 剥ぎ取った下の土のことです。

環境省・百瀬 5cm 剥ぎ取った後の土ですね、まさに混ぜてはどうかという御指摘ありがとうございます。確かに生育性の観点から言えば、御指摘のようにそういったものを活用していくというのは、かねて飯舘村住民からも言われたりもしておりました。ただ、ここで課題となってまいりますのは、これを使うに当たって、濃度がどれくらいかというのをきちんと確認しながらやっっていく必要があると思っております。試験盛土をやった時に表層の5cmの濃度ではあります。10,000Bq/kg を超えるような濃度であったと結果も出ておまして、その部分を剥ぎ取ってしまいますので、その下の濃度をはるかに下がっていると予想はしておりますけれども、とはいえですね、そういったところに気持ち悪さを感じる方も、もちろんおられると思います。ですので、この辺りは少し慎重にデータを見ながらよく考えていきたいと思っております。

飯舘村住民 予想するに表面5cmが10,000Bq/kgだとすれば、土壌によってはその下も多少なりとも検出される場合がある。イノシシに掘られた部分については10cm、15cmまでセシウムが検出されたという土地もある。というのは今までの例でした。ただ一般的に可塑土の濃度はセシウム残量が低くなってしまふ。しかもですね、15cmの厚さで剥ぎ取って使用するとなれば、そこまでセシウムがいくことは考えられない。この辺はしっかりと事業が始まる前に何箇所か土壌分析をしていただいてデータを示した上で判断する、これは私も賛成です。そこにまた覆土材としてきれいな土が入ってくる。そうしますと、仮にかなりそこにセシウムがあったとしてもセシウムが薄まっている可能性があるかと私は考えます。それ以上に作物の試験栽培があったように生育性という言葉がありましたが作物にとってみれば大きなメリットが私には出てくるのではないかと思う。これが本当の意味で農の再生という視点に立った再生事業に結びつくのではないのかなということ。ですから早急に土壌分析をしていただいて、そこにどのくら

いあるのかを私はデータとしてつかむ必要があるのではないかなと、その上で次回の運営協議会辺りで再度議論してみたいかなものかと思えますけどいかがでしょうか。

環境省・百瀬 御指摘ありがとうございます。データも含めて少しどういったお出しの仕方ができるか、内部でもきちんと相談をして進めさせていただきたいと思えます。まさにそういったものを混ぜたらどうかというのは地元委員もかねてからずっと言っておられたので非常に大事な御指摘だと思っておりますので、そこは皆様とよく相談しながら慎重にやらせていただければと思えます。ありがとうございます。

飯舘村住民 先ほどの議論のように生育がいいと。私も農業素人ですけど、わかるんですけど、私としては、自分たちで消費したりすればよいが、長泥の土を使ったとなると風評被害のことも考えてもらわないと困る。長泥で牛を飼っていた方に聞くと乳牛 500 頭くらいの酪農の団体に飯舘村の草をあげているのかとか長泥の牧草を持ってきてやるのかと、そういうものをあげているのが嫌だと聞こえてくる。それが風評被害というか、そういうのを聞いて土壌を使うとか作物に関しての風評被害が自分たちや分かっている人は安心安全がわかるが風評被害のことも考えながらやらないときついかなと、生育の部分については土壌を使って放射能の薄いところを使ってやればよいかなと、簡単には言えるが、そういうことも考えてもらいたいと思う。

原安協 本日、皆様からいただいた御意見につきましては関係者でよく相談をして次の協議会に向けて準備を進めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

(4) その他

原安協 御用意した最後の資料になりますが、参考資料 1 について百瀬室長からお願いいたします。

環境省・百瀬 参考資料 1 でございますが、視察の対応や長泥のお花を活用させていただいたものの御紹介でございます。1 ページ目は長泥地区での視察の対応状況でございます。こちらの公明党復興加速化本部、福島高専の学生さんなどお招きいたしまして視察をしております。2 ページ目でございますけれども、こちらの長泥で育てていただいたお花を、環境大臣室をはじめといたしまして、環境再生プラザ、リプルンふくしま、中間貯蔵工事情報センター、こういったところで発信をしております。こういった活動は引き続き、続けていきたいと思えます。参考資料 1 については以上です。

原安協 ありがとうございます。本日、御用意いたしました議事はこれで終了になりますが、是非ここで何か御意見をという方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

飯舘村住民 再生事業と関係ない話で申し訳ないけれども役場の方からも来ておりますので、今日、現地のところを一周して見て私なりに思っていることです。まず 1 点目、比曾川の件ですが、私らも避難前の時には河川のところについてはクリーンアップ事業や保全会などの事業で河川の土手や川の中の邪魔になる木とか草刈りなど、手入れをしていました。今日、現場を見て、こんなに荒れているとびっくりしました。そこに L 型の擁壁を設置して、土が流れないようにするというので、それは別に問題ないと思えますが、今の状態で河川を全く手入れしないで、

これはこれまで私も2、3回言っているわけですが、河川の部分は国の部分、県の事業というふうには理解はできるのですが、やっぱり村の方もせつかく基盤整備するということの中で、かなりの長さがあるので、河川の方も同時並行でやるくらいのことでやっていかないと災害でかなり柳の木とか、前の巨木的になっているところ、あと草も凄くなっております。そこらへんちょっと心配しておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

飯舘村役場 私も現場の方を見てそのように感じたところでありますが、実は長泥だけではなくて、他の行政区でもそのような傾向がございました。実際的に他のところで考えますと河川区域とか、水のあるもの、水が堆積している部分については除染エリアから外れております。そういう部分に関しては、県の方でも手を付けられないという状況がありましたが、それらを今度、復興庁と協議しながら長泥以外の部分については村が代行してやったという事例があります。ただ、復興庁の事業がこの長泥の事業に入れられるかという問題もございますので、その辺は県の方の管理になっておりますので、県の方の要望、対応がどうなるかという確認とその後、村として復興庁と協議しながらその管理ができるかということを検討してきたいと思ひます。

原安協 ありがとうございます。

飯舘村住民 現在、再生事業と拠点外の除染、解体が進んでおりますけれども、長泥地区の住宅、それから農地の大部分の除染が完了している部分があると。農地と宅地回りの維持管理が鳥獣害の被害を受けて除染をしてもすぐに次の日にはイノシシにやられている。この状態では2023年まで村の補助事業である電気柵とか柵の設置とかできないと2023年まで荒れた状態が続くということでもありますので、長泥もそういう電気柵とか柵の対策が適用になるかどうかちょっとお伺ひしたい。

飯舘村役場 川の件ですが先ほどの内容のとおりです。道路については、県道62号と国道399号と皆さんからいつも御指摘を受けて、村長も県の方に繋いでおりますし、県でやれないのであれば、環境省で環境再生事業等をやっておりますので。かなり車の往来が激しい、事故が無いのが不思議なくらいで、この前、拠点外の現場に行きましたところ、非常にダンプの往来が激しくて、危なくぶつかりそうにもなりました。もちろん県道と国道は県の管理ですが、その辺の実情もお話しております。この前環境省の方に、今の事業をやっている間、当面、道路の枝が支障となっている部分を伐採するとか、交差が厳しいようなところの改修や待機所みたいなものを県と協議しないといけないと思ひますが、その辺やるとか、交通事故のないように対応してもらいたいという気がします。それから、獣害対策のお話ですが、除染が終わって現在も帰還困難区域になっていますから補助事業を入れるというのはできないので、村で単独となると財源などの問題もありますから、帰還困難区域の避難指示が解除にならないとそういう補助事業は入らないと思ひます。お話のようにイノシシに除染したところがだいぶ荒されて困るので電気柵の対応については補助でなく、村でどうできるかというのは持ち帰って検討させていただきます。

飯舘村住民 それは長泥住民が強く望んでいるところなので、是非検討してください。特例でも何でもいいですから該当するような何か提案があれば設置したいという希望の方が沢山おりま

すので、ひとつよろしく願いいたします。

原安協 ありがとうございます。はい、田中委員。

田中 全体的な話になりますが、おそらく先ほど御指摘があった風評の問題というのは何をやっても長泥で栽培するというは、常にそれがしばらくの間は続くと思います。それはそういう覚悟の上できちっとやらなきゃいけないし、その間どういうふうに、まあ環境省じゃないかもしれないけれど、国の方でもそのためのざっくり言うとお金をどのように担保してもらうかという資金が大事だと思いますので、それは是非、環境省だけじゃなくて復興庁など色々なところを含めて、考えていただくよう努力していただく必要があると思います。それから、帰還困難区域の話は、飯舘村は長泥地区だけですが、例えば私は双葉町も関係しているのですが、双葉町は95%が帰還困難区域のままで、今のところ全く手つかずです。双葉の伊澤町長と話をし、やはり帰還困難区域では何もできないと、解除ではなくて居住制限区域になれば色々なことができるようになるので、双葉町は国の方をお願いしております。ですから、長泥もこれから今、飯舘村役場がおっしゃったように国のお金を呼び込むためにも区域の見直しというものもある程度考えないと、結局色々な補助金が得られないということになりますので、是非これは住民の方の御意志、判断になりますので、私自身は早く帰還困難区域を外してくださいということを言っておりますけれども、是非その辺りも早急に御検討いただければと思います。これは行政区の方にもお願いすることかと思っております。たぶん行政区の方で判断すれば、役場の方はそれに基づいて判断していただけるのであろうと思っておりますが、それでよろしいですか。

原安協 ありがとうございます。

飯舘村役場 今のような話もありますので、村としては環境省の方に以前から村長からも話をしておりますが、今の風評も含めて補助金ではなくて自由に使える交付金みたいなものを基金として長泥にいただけないかという話をしています。普通、補助金だと縛りがあって条件に合わないとダメだとなりますけれども、当座の間、そういった不安と戦いながら、解除後に栽培することにもなりますので、そうした時に難しい資金の面でどの程度かと言われると議論が必要ですが、基金の造成みたいなものをしていただいて、そこで長泥地区の復興再生に利用できるような、そういう配慮もこれだけの事業をやるわけですから、その金額からすれば、そんなに大きい金額ではないと思います。是非、国の方で考えていただきたいと思います。ずっと今までも言ってきましたので、なお繋いでもらいたいと思います。

原安協 ありがとうございます。はい、川又参事官。

環境省・川又 環境省の川又でございます。色々御意見いただきましてありがとうございます。今日出た御意見というのは我々の再生事業という形で盛土等をやっておりますけれども、それを超えた農の再生という地区の課題に向けた色々な御意見だと認識しております。そういった意味で、我々環境省のみならず、農ということであれば当然、農林水産省もそうですし先ほど復興庁という話もありましたけれども、そういった関係機関と連携をしながら皆様方の御意見、課題というのを1つ1つクリアしていきたいと考えております。交付金という話はなかなか現状の政府の今の形でいうとかなりハードルが高いものでございまして、まずはそういった形で、

色々既存あるスキームの中で対応してくということができる限りやりたいと思いますし、御要望は御要望として受け止めて、その辺りも省内でも共有してきたいと思います。本日いただいた御意見につきましては我々としてできる限りのことをしたいと思いますし、また、他の省庁と関係するところも巻き込んで1つ1つ進んでクリアしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

原安協 ありがとうございました。それでは定刻となりましたので、皆様まだまだ御意見があったかもしれないですけども、大変恐縮ですが、以上で本日予定しておりました協議会の方は終了させていただきます。皆様、貴重な御意見どうもありがとうございました。この後、この場所にて記者ブリーフを開催いたします。協議会閉会とともに机の移動などいたしますので、是非皆様、御協力いただければと思います。また今後、長泥この現地の状況を適宜マスコミ公開していく予定でございますので、どうぞ皆様、御承知おきいただきたいと思います。

以上